



羽市協第780号
令和6年9月30日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

羽曳野市長 山入端 創



「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2024年6月18日付けでご要望のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

なお、対面及びZOOMでの懇談は、ご要望が多岐にわたり関係各課との調整が困難であるため、貴意に添い難いことをご理解いただきますようお願ひいたします。

【担当】

羽曳野市 市民人権部

市民協働ふれあい課 鎌田

TEL 072-958-1111 (内線 1060)

FAX 072-958-0397

MAIL shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp

【2024年度自治体キャラバン行動・要望書】

要望項目についての回答

1

職員数の増加及び正規職員での採用について、行政に対するニーズが複雑・多様化する中で、基礎自治体としての役割と責任を果たすためには、その担い手となる人材を確保することが重要であると考えています。今後も、必要な人材の確保・育成、適正な職員配置に取り組んでいきたいと考えております。

ジェンダーバランスについては、男女ともに安心して働き続けることができる環境を整えることが重要であると考えています。令和6年4月から育児又は介護のための早出遅出勤務制度を本格実施する等、仕事と育児・介護の両立を支援するための制度について引き続き検討します。

外国語対応における正規職員については、必要性に応じて採用職種を決定し募集をおこなっています。今後も、必要な人材の確保・育成、適正な職員配置に取り組んでいきたいと考えております。

2

本市における子どもの生活実態調査の調査結果については、広く市民の皆様にご覧いただけるよう、本市ウェブサイトに掲載しております。

就学援助のオンライン申請について、申請のため平日に来庁することが困難な保護者の負担軽減のため、本市では令和5年12月よりオンライン申請を取り入れています。経済的理由によって就学が困難となっている児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けられるようするために、毎年4月に支給額を決定し、必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しております。今後も保護者の方への周知や申請の簡素化などについても検討し、支給額や支給内容などにおいても社会情勢を踏まえ、取り組んでまいります。

認定NPO法人ふーどばんくOSAKAや、羽曳野市社会福祉協議会のフードドライブ事業と連携して、生活に困窮されている方へ食糧を支援しております。また、子どもの居場所づくり事業において、今年度より市内NPOが実施する朝食の子ども食堂に対して事業費の補助を実施しております。

また、フードバンク・フードパントリーへの協力として、本市が活動費を助成している居場所づくりの団体が協働して、定期的に開催しているフードパントリーについて、要保護児童世帯等に対し、積極的に情報提供しております。さらに現在、学校施設の開放に関しては、社会教育活動の振興に寄与するために、学校教育に支障のない範囲で一定の基準に従い実施しており、今後も継続していく予定です。

児童扶養手当の認定請求手続き等においては、プライバシーには十分配慮しつつ、関係法令や関係通知に基づき適切な対応に努めております。また、対応時には、外国語対応をはじめ、個々の状況に応じ必要な配慮を行っております。

子ども医療費助成制度は、対象の拡充を図ってきており、入通院ともに所得制限を設けず18歳までに拡充したところです。入院・通院とも1医療機関ごとに1日最大500円の自己負担額となり、月2日が限度です。1ヶ月の自己負担限度額は2,500円となっています。入院時の

食事代や薬局でのお支払いは無料です。ひとり親家庭医療費助成制度については、18歳までの対象者の助成は子ども医療費助成制度と同じ内容です。18歳以上の対象者の入院時の食事代の助成は廃止となっております。本市としましては、国に対しては、国の制度として子どもの医療費助成の創設について、また、大阪府に対しては、府補助金の助成対象年齢の拡充及び所得制限の撤廃について、引き続き要望していきます。なお、妊産婦医療費助成制度については、厳しい財政状況の中、大阪府の福祉医療費助成の補助金にはない本市独自の助成制度の創設は困難と考えます。

給食について、現在、小学校給食では、移転・新設する学校給食センターの令和8年度中の運用開始を目指し、整備事業を進めているところであり、自校式での給食実施は予定しておりません。また、中学校給食においても、令和7年9月からの全員喫食開始を予定しておりますが、本市学校施設の状況や早期実現性、財政面などから自校式による提供は想定しておりません。給食費の無償化について、給食の食材費は、児童又は生徒の保護者が負担する旨、学校給食法に規定されているところですが、経済的に支援が必要な世帯に対しては、就学援助制度による小学校給食費の負担軽減のほか、市独自施策として、多子世帯における第3子以降の学校給食費について、小学生では全額相当分を、中学生では実費の半額を助成しております。また、学校給食費への支援として、昨今の物価高騰による食材価格の上昇分について事業者への支援を行い、保護者負担を増やすことなく安定的に学校給食を提供しております。今後は、中学校給食の全員喫食化により保護者負担の増加が見込まれることから、国・府の動向も踏まえながら、無償化の段階的な実施に向けて検討してまいりたいと考えております。なお、保育所・こども園・幼稚園の副食費については、国制度によって世帯の所得状況等に応じて、保育園・こども園では実費徴収を免除、幼稚園では実費徴収にかかる補足給付を行っております。

学校健診について、「要受診」と診断された児童生徒の受診状況の把握は平成30年度より実施しております。治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示し、受診した児童・生徒は各医療機関が発行した受診証明書を学校に提出することになっております。「口腔崩壊」状態の児童生徒についても、学校では把握はできており、保護者に対して受診勧告をしております。その後の治療経過などについては調査・把握はしておりません。スクールソーシャルワーカーは児童生徒の学校生活全般にかかわることが多く、健康状態の把握にもかかわりを持っておりますが、受診や治療が困難な児童生徒への付き添い等を制度化するには至っておりません。今後の課題として第三者の付き添い受診も考慮の一つに挙げさせていただきます。

歯みがきについては給食後一斉に実施するには時間確保が困難な学校もあり、全校実施は難しいのが現状ですが、年1回全小学校（義務教育学校前期課程含む）にて「歯のみがき方教室」を実施しており、理解を深める機会を設けております。また、フッ化物洗口については平成19年度まで実施しておりましたが、予算の確保が難しく実施を見送っております。

障がい児（者）歯科診療施設の案内については、市ウェブサイトや市健康だより以外に、チラシを作成し周知として配架しております。

また、奨学金のパンフレットについては、大阪府教育庁が作成した『奨学金制度のご案内』を毎年6月頃に中学3年生全員に配布し、奨学金について周知しております。

公営住宅について、令和6年6月末日時点での市営住宅の管理戸数は482戸、空室は52戸(用途廃止予定の政策空家を含まず)となっております。令和4年度までは向野住宅集約建替工事等のため、空室募集を停止していましたが、令和5年度より募集を再開し、4世帯の入居がありました。一方で退去もありましたので、今年度も随時空室募集を行う予定です。現在、シングルマザー・高齢者等の対象に限らず市営住宅の空室のうち4室を災害時に利用できるよう、目的外使用申請済であり、災害時の住宅確保に備えております。

保育士について、現時点では家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施する見込みはありませんが、その確保については、ウェブサイト・広報・LINE・ハローワーク・就職イベント等を活用しています。今後もより効果のある方法を検討してまいります。また学童保育指導員についても家賃補助制度や奨学金返済支援制度を実施する見込みはありませんが、国・府の交付金を利用した給与の処遇改善を実施しております。

フリーWi-Fiへのアクセスについて、現在、本市ではすでに9か所の公共施設(駒ヶ谷駅西側公園管理棟、茶山グラウンド、文化財展示室、道の駅しらとりの郷、峰塚公園管理棟、古市駅東広場観光案内所、羽曳野市役所 本館1階ロビー、中央図書館、陵南の森図書館)にフリーWi-Fiを設置し、観光客をはじめ、施設をご利用される方の利便性向上に寄与しております。また、公共施設へのフリーWi-Fi設置には、ご利用される端末内の情報漏えいや匿名接続による不正アクセスといったリスクを避けるため、適切なセキュリティ対策を講じた接続サービスを利用する必要があり、そういう設置に伴う費用面での負担を含め、個別の施設ごとに必要性を検討してまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

大阪府教育庁からの「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」について、子どもたちの安全を確保するため、ハード面・ソフト面の両面で対策を実施、検討、調整していると聞いております。子どもたちの安全がしっかりと確保できる状況で学校行事としての参加を検討してまいります。

3

マイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針にあたり、国に対して、現行の被保険者証の廃止や「資格確認書」「資格情報のお知らせ」については被保険者に向けて十分な周知を行うとともに、被保険者が医療機関受診にあたり、混乱や不利益が生じないようにきめ細やかな周知を行うよう要望しております。

新型コロナ対策について、大阪府においては、保健所について、限られた人員・資源の中で最大限の対策を講じていただいているものと認識しております。本市としましては、引き続き大阪府と連携を図ってまいりたいと考えております。

PFASにつきましては、国の機関である食品安全委員会では、「通常の一般的な食生活では、著しい健康影響が生じる状況はない」と評価されています。また、現在、国において取り扱いの検討が進められており、国の動向を注視しつつ必要な対応を行ってまいります。なお、現時点において自治体独自での支援事業は考えておりません。

4

国民健康保険料について、国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く一人当たり医療費

の水準が高いほか、所得水準が相対的に低いなど構造的な課題を抱えており、将来にわたつて持続可能な制度とするため、平成30年度からは大阪府が財政運営の責任主体となり、大阪府全体で必要な給付を賄うかたちとなり、財政基盤の安定化が図られました。市においては、保険料の抑制のためにも医療費適正化や保健事業の推進により医療費の抑制に努めてまいります。また、財政調整基金は、府国民健康保険運営方針に国保財政基盤の安定化のため使途が示されております。本市では、特に保健事業へ活用し、さらなる医療費抑制を図り国民健康保険の安定的な運営に努めています。

未就学児の均等割の年齢拡充等に関しては、今後、大阪府広域化調整会議での検討事項の一つとして、国への制度改革の要望事項とするか検討していくこととなっていることから、今後の動向に注視しつつ、必要な要望は行ってまいります。国民健康保険傷病手当金について、厳しい財政状況の中、本市独自の実施は困難と考えます。周知については、羽曳野市のウェブサイト等で行っています。手続についても、ウェブサイトに必要な申請様式をアップしており、一部の申請についてはオンライン申請も可能しております。また、減免制度等の内容については、引き続き、来庁時や電話・メール等においても十分な聞き取りを行い、必要に応じた案内を工夫して適宜行うよう努めます。

2025年10月の切り替え時に、マイナ保険証登録者には資格情報通知を送付し、未登録者には資格確認書を送付する予定になっておりますが、被保険者全員に資格確認書を送付するかについては、今後の国の動向に注視していきます。

国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応について、パンフレット等は外国語のものを用意しております。今後の多様化に向けて通知書等についても検討してまいります。

5

特定健診について、令和6年度より第4期特定健康診査実施計画に基づき、実施します。令和6年度から改定がされ、血液検査の追加や質問項目の見直しを計画にも反映し、的確な実施及び受診率のさらなる向上を目指します。外国語対応については、現在対応できていないため、今後の課題とします。また、がん検診については、大阪府が大阪府保健医療財団に委託している精度管理センターの協力のもと、分析評価を実施し検診会場や日程の工夫、保育の実施など受診率の向上に努めています。国で定められている重点受診勧奨対象者に個別通知を送付し、受診率向上に努めています。さらに、乳がん検診は、1,000円徴収していますが、それ以外の胃・肺・大腸・子宮がん検診は無料となっております。乳がん検診も、初年度の40歳には無料受診券を送付し受診率向上に努めています。加えて、ポスター掲示・LINE・ウェブサイト・広報や各種保健事業などあらゆる機会を利用し啓発しておりますが、案内等の外国語対応については、現在対応できていないため、今後の課題とします。

歯科事業については、健康はびきの21計画の中で口腔分野での計画を策定し、それに基づき事業を実施しております。成人歯科健診については、25歳及び35歳～70歳の5歳刻みの年齢で実施しておりましたが、今年度からは、新たに20歳、30歳及び40歳代(全年齢)を追加し対象者を拡大しております。また、口腔衛生の重要性や口腔機能向上の健康教育を行い、口腔衛生の向上やかかりつけ歯科医を推進しております。

6.7

介護保険料は、国、府、市の公費、被保険者で負担する割合が定められており、介護保険事業計画に応じて給付費等の将来推計をもとに、制度の持続可能性も踏まえ、基金取り崩し額を含め介護保険等推進協議会にて慎重に審議のうえ算定を行っております。低所得の方に対しては、介護保険条例に基づく保険料の減免やサービス利用負担額の一部助成を実施しています。なお障害福祉サービスにおいては、非課税世帯の利用負担はございません。

総合事業における訪問型・通所型サービスについては、介護相当のサービスが利用可能となっており、緩和型・短期集中型サービス等についても利用者の状況に応じ、サービスが提供されるよう充実が図られているところです。また、サービス事業者へも従来と同等のサービス費を設定しております。介護保険への申請等については、ご本人・ご家族の意向のもと申請していただいており、障害福祉サービスを受給されている方へは65歳に到達する前に申請等のご案内をしております。

第9期計画においては地域包括ケアシステムを具体化するために、包括報酬型の在宅サービスを普及させることを基本方針としており、施設サービスの新たな整備は行いません。また、高齢者の方に自立した生活を送っていただくために、心身の状況を踏まえ、その方の有する能力を十分に見極めた上で、適正な介護サービスが提供されるよう努めてまいります。

熱中症対策については、地域での相談窓口や介護予防教室などの高齢者が集う場や見守り訪問の際に熱中症予防の注意喚起を行っております。サービス事業所においても、高齢者に対してお声掛けをしていただいております。

介護保険証のマイナンバーカード化については、国の動向に注視し個人情報漏洩対策や制度周知等、適切な対応に努めてまいります。

障害福祉サービスにおいては、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について(平成27年3月31日付障企発0331第1号・障障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知)」、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について(平成27年2月18日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課通知)」、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」及び「障害福祉サービス 障害児通所支援 地域生活支援事業 支給決定基準」に基づき運用を行っております。今後も各関係課と連携を図り、適切な対応に努めてまいります。

また、介護保険に係る公費負担引き上げや人材不足、障害福祉サービスに係る国庫負担基準の創設等に関しましては引き続き国に対し要望を行ってまいります。

軽度難聴者の補聴器購入について、身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちの方を対象に、補装具として補聴器の給付を行っております。そのため、補聴器のご相談があれば、身体障害者手帳の取得を行っていただくよう適宜ご案内しております。身体障害者手帳の対象外となった中等度難聴児(60デシベル以上)については、大阪府難聴児補聴器交付事業にて、軽度難聴児(30デシベル以上)については羽曳野市軽度難聴児補聴器購入費等助成事業にて助成を行っております。

新型コロナワクチン接種費用については、「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する

助成事業」を活用し一部公費助成を実施する予定です。

高齢者を広く対象にした助成制度の創設について、厳しい財政状況の中、大阪府の福祉医療費助成の補助金にはない本市独自の助成制度の創設は困難と考えます。

帯状疱疹のワクチン接種公費助成について、現在、国の審議会において帯状疱疹ワクチンの定期接種化が議論されていることから、今後も国の動向を注視し、決定された場合には速やかに実施体制を整える予定です。

重度障害者医療費助成制度における自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設について、厳しい財政状況の中、大阪府重度障害者医療費助成事業費補助金の範囲を超える本市独自の対象者の拡大や助成制度等の創設は困難と考えます。

8

生活保護の扶養照会について、厚生労働省の通知※(処理基準)等に基づき、申請者から状況を十分に聴取したうえで、扶養の可能性を検討し、扶養義務履行が期待できないと判断した場合は調査を行わないこととしています。また、窓口で申請の意思を確認し、表明があつた場合は必ず申請を受理しております。

生活保護に関する広報については、当市ウェブサイトに生活保護について掲載しており、窓口で相談された方には生活保護のしおりを用いて丁寧に説明するよう努めています。

福祉専門職である事務職(社会福祉)については、人数、年齢構成等を考慮したうえで、募集をおこなっていきたいと考えております。市職員として必要な知識、能力を向上させるため、各種研修を実施していきたいと考えております。また、生活保護の実施体制については、適正な運営を図るため、社会福祉法に定められた「標準数」のケースワーカーを確保できるよう努めてまいります。ケースワーカーの研修の重要性も認識しており、可能な限り各種研修への参加をすすめており、各ケースワーカーには、毎年最新の生活保護手帳・問答集を支給し、適切に事務が行われるように努めています。保護決定通知書については、金額及び決定理由を明記しており、必要であれば助言を行っております。

シングルマザーや独身女性に対する対応については、性別・年齢に関係なく、丁寧な対応に努めていますが、加えて、配慮等必要な方には個別に対応しております。

また、生活保護のしおりは定期的に見直しを行っており、生活保護の申請の意思を示した方(相談のみの方を含む)にお渡しし、生活保護制度をわかりやすく説明するよう適切な対応に努めています。

警察官OB職員については、福祉事務所への行政対象暴力等の抑止力及び面接相談時における適正な対応支援等を目的とし、尾行・張り込み等を行うものではなく、福祉事務所の体制整備の一環として配置しているものです。「適正化」ホットラインについては、実施しておりません。

厚生労働省告示、通知(処理基準)等に基づき物価高騰対策については、経過・特例加算を認定しており、適切に認定し対応しております。

住宅扶助については、厚生労働省告示、通知(処理基準)等に基づき、適切に認定しております。また、世帯の状況に応じて経過措置等適切に対応しております。

ジェネリック医薬品の使用については、先発薬が全く利用できないわけではなく、後発薬の

在庫がないときや病状によって先発薬が望ましいと医師が判断した場合は、先発医薬品の処方が可能です。この理由を除き、原則として後発薬を処方してもらうようにすることとなっておりますので、適正に対応してまいります。

大学生、専門学生の世帯分離に関し、子どもの大学等進学支援について、大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置や平成30年度には進学準備給付金が創設されており、また、高校生等の進路に対する支援についてもアルバイト収入や恵与金・貸付金について実施機関に相談して承認を得たうえで手元に残す取扱いが可能になっております。希望する進路にすすめるようにこれらの支援を適切に行い、子どもの自立に向けて引き続き取り組んでまいります。

9

体育館の冷暖房設備について、令和5年度末で整備率100%となっております。市立全小中学校義務教育学校における施設のトイレ洋式化整備率については、令和5年度末現在、68.9%となっております。教育委員会としましても、トイレの洋式化を推進しているところです。今後、校舎内トイレの洋式化の整備に目処がつき次第、体育館内トイレ等の洋式化についても検討してまいります。なお、災害発生に伴う停電等に備えて、災害時用備蓄物資としまして、各避難所に組み立て式洋式トイレを備蓄しております。

また、スフィア基準に照らした避難計画の見直しについて、最新の知見等に基づき発信される国や府の情報に基づき計画の策定、修正を検討していきます。

さらに災害時の高層住宅について、支援策や住宅管理者への指導・啓発については府内の危機管理・福祉等の関係部局ならびに国や府の関係部局とも施策の方向性について検討を図って参りたいと思います。

【2024年度自治体キャラバン行動・要望書】 独自要望項目についての回答

10

加齢による軽度・中等度難聴者への補聴器購入については、府及び国に対し助成制度を導入するよう要望しているところです。なお、当市においては”話し手”の声を聞きやすい音質に変換する対話支援機器を導入し、窓口等で活用しております。

循環バスについては、バスの停留所は令和6年7月で85停留所あり、バスの運行数も6台で1日25便運行しており、近隣市の中でもバス停留所及び運行数は多い状況であります。また、現在使用していますマイクロバスにはノンステップバスはございませんが、ステップを改造することにより通常のマイクロバスより乗降しやすいようにしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

街かどデイハウス事業については、利用者を増やすために対象となる方へ周知・案内等を引き続き行ってまいります。

学校給食費については、現在、給食費の全員無償化を実施する予定はありませんが、多子

世帯における第3子以降の児童及び生徒の給食費助成事業による部分的な無償化や、給食食材費に係る物価高騰分の支援を給食事業者に対して行い、保護者負担を増やすことなく安定的に給食を提供するといった市独自支援策を実施しております。今後は、令和7年9月からの中学校給食の全員喫食化を予定していることから、国・府の動向も踏まえながら、無償化の段階的な実施に向け検討してまいりたいと考えています。

学校の個室トイレへの生理用品の設置について、現状では個室トイレに設置はせず、原則として、保健室等で申し出た児童生徒に対して生理用品を配布しております。保健室対応により、子どもの状況把握や子どもとの人間関係構築が養護教諭等となされ、さらなる支援が深まることもあると考えています。現段階ではトイレに単に生理用品を置くのではなく、教職員がその生活背景を知り、生理の貧困も含めた対応を継続していく事が大切だと考えておりますので、これまでの取組みを継続していきたいと考えています。

帯状疱疹ワクチンについては、現在、国の審議会において定期接種化が議論されていることから、今後も国の動向を注視し、決定された場合には速やかに実施体制を整える予定です。またインフルエンザ予防接種については、現在B類疾病の予防接種に位置付けられ、65歳以上の高齢者が対象となっております。B類疾病の予防接種は、主に個人予防目的のために行うものとなっており、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うもので、積極的な接種勧奨にならないよう特に留意が必要となっていることから、国や府の動向を注視してまいります。

学校の統廃合については現在のところ計画しておりません。少人数学級については国で定数を決めていますのでお答えできません。